

【あ行】

ある生物が持つ有用な遺伝子を取り出して、それをほかの生物に組み込み新たな性質を持たせた生物をいう。遺伝子組換え技術は、医薬品の製造、作物の品種改良など利用が広がりつつある。

次々に新しいタイプの遺伝子組換え生物が創出されるなかで、遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止することを目的としたカルタヘナ議定書が、2001年1月に採択された。これは遺伝子組換え生物を輸出入する際の手続きに関して国際的な枠組みを定めたもので、輸入国は輸入に先立ってリスク評価を行うこと、輸出者に対して輸出先への事前通報義務を課すことが求められている。

日本では同議定書に対する国内処置として、2003年6月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）が公布され、翌年2月から施行されている。同法において、遺伝子組換え生物の使用等については、生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響）を評価し、生物多様性に影響を生じるおそれがない場合に国が承認することとされている。生物多様性影響は具体的には、

- ① 遺伝子組換え農作物が、農耕地以外の生態系に侵入して、その繁殖力の強さ等により、在来の野生生物を駆逐してしまうこと
- ② 遺伝子組換え農作物が近縁の野生種と交雑して、野生種が交雑したものに置き換わってしまうこと
- ③ 遺伝子組換え農作物が作り出す有害物質によって周辺の野生動植物や微生物が死滅してしまうこと

などを想定している。

自然分布域の外に（人為的に）導入された生物の種、亜種を言う（外来種と同義）。最近では外来種という言葉の方が使われている。移入という言葉は移入・移出という日常の言葉として広範囲に使われており、個体群の自然分布拡大の場合にも使われることもある。ここでは人為による分布拡大であることを明確にするために外来種という言葉を用いることにした。 参考>外来種

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方（第三次生物多様性国家戦略より引用）。

【か行】

自然分布域外に（意図・非意図的を問わず人為的に）移動させられた種、亜種、あるいはそれ以下の分類群をさし、その移動先で、生存し繁殖することができるものをいう。

外来種の中で、その存在が移動した先でその場所の生物多様性を脅かすものを侵略的外来種という。外来種はその起源によって、国内外来種と国外外来種に分けられる。

一般的には、互いに離れた野生動物の生息地間を結ぶ経路のことをいう。鳥や昆虫などの移動経路として機能している樹林帯や、水生生物の移動経路として機能している河川・用水路などは、回廊（コリドー）といえる。分断化が進む野生生物の生息地を結ぶことにより、個体群の孤立化の防止や地域的に絶滅した種の再導入に役立ち、地域の生物多様性保全上重要な機能を果たす。

国や地方公共団体等から、農家に直接支払われる補助金等で、特に環境保全の観点から行われるものをいう。ドイツ、フランスをはじめヨーロッパ諸国では、農業と環境や野生生物との密接なかかわり及びその重要性の認識から、経済的生産性とは切り離れた農家への支援対策（デカップリング）が制度化されており、その後これは世界的な広がりを見せている。この制度においては、野生生物の生息・生育場所の保全をはじめ様々な環境保全・自然保護に即した農地・農業に対しては国民的合意の基に直接支払いを充実させており、農家収入の50～70%がこの制度によって支えられている状況もある。

日本においても1999年の「食料・農業・農村基本法」の制定以来、農業・農村の多面的機能の発揮等への対策が重要視されてきているが、千葉県においてはこれに先んじた1997年、地域で培われた農村の健全で豊かな自然・文化を尊重し継承することを目標にした「千葉・新ふるさとづくり：千葉県農業・農村整備環境対策指針」を策定している。2007年度からは国、県、市町村が一体となった農家や市民の地域ぐるみの共同活動に対する支援制度「農地・水・環境保全向上対策」が開始された。

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（第三次生物多様性国家戦略より）。

グリーン・ブルーツーリズムとは、都市の人々が農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々と交流したり、川や海・田園景観などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいう。

文化人類学者の川喜多二郎氏が考案したデータの取りまとめのための手法。1つのデータを1枚のカードに要約して記入し、そうして作成した多くのカードの中から類似したカードを集めてグループ化し、図解し、文章としてまとめていく。

ある空間内に生育・生息する同じ種の個体の総体。したがって、「個体群」は種の存在の具体像であり、個体や、複数種の個体群の集合体としての群集とならんで、生物の存在様式を規定する基本単位の一つとみなされる。

【さ行】

本来の姿が損なわれた自然環境を、自然の回復力や人為的な措置（造成、植栽等）によって、望ましい状態をつくりだすこと（回復・修復すること）。

「持続可能な観光」という意味で、地域にある自然・文化・歴史遺産などを活用し、環境の保全、地域コミュニティの維持、長期的な経済的利益を達成することを目指すもの。その形態により、グリーン・ブルーツーリズム（農山漁村での滞在型余暇活動）、エコツーリズム（地域の自然を楽しみ、理解する観光）、ヘルスツーリズム（治療・療養のほか、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行）などがある。

昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている、里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域を里海と呼ぶ（第三次生物多様性国家戦略より）。

本戦略では、里山と同様に、人のくらしと強いつながりのある湖沼、池沼を「里沼」と呼ぶこととする。池沼、ため池は、里山の要素であるが、印旛沼と手賀沼は生物多様性からも、人の生活からも特筆すべき存在であることから、特に里沼として取り上げた。

里山という言葉は、江戸時代の林業政策に関する文書にその源泉を辿ることができる。その中で里山は農民に森林利用を許可する山とされていた。

里山という用語は、近年広く使われるようになったが、統一した概念があるわけではない。ここでは田畑を含む農村集落と農村周辺の山林（農用林）の自然のセットをさして里山と呼ぶことにする。この概念は「里やま」と表現されるものと同一である。

里山は、関東地方の平地部ではクヌギやコナラ、シイといった広葉樹による林を伴う。このような林は、薪、炭の供給や落葉による堆肥づくりなど、地域の経済活動と密着していたが、石油エネルギーへの転換、また開発や防災事業によって環境が激変したり、失われているのが現状である。さらに千葉県の上野原には谷津田という、小規模で湧水を水源とする湿田が数多くあったが、圃場整備や宅地開発、耕作放棄などでその姿を大きく変えつつある。そのため、日本人にとって原風景とも言える里山の景観、里山生息していたさまざまな生物も絶滅・消滅の危機にある。

人間の生活や産業等の諸活動の為に利用可能なものをいう。広義には人間が利用可能な領域全てであり、狭義には諸活動に利用される原材料をさしている。

自然再生事業は、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的としている。具体的には、直線化された河川の蛇行化による湿原の回復、都市臨海部における干潟の再生や森づくりなどをあげることができる。自然再生事業は、単に景観を改善したり、特定の植物群落を植栽するというのではなく、その地域の生態系の質を高めひいてはその地域の生物多様性を回復していくことに狙いがある。また、地域固有の生物を保全していくためには、核となる十分な規模の保護地域の保全とともに、生息生育空間のつながりや適正な配置を確保していく生態的ネットワークの形成が重要だが、自然再生事業は、この生態的ネットワークを形成していく上でも有効な手段となる。なお、この自然再生事業は、人為的改変により損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代償措置として行うものではない。自然再生事業の実施には、科学的デ

一タを基礎とする丁寧な準備・作業と多様な主体の参画と連携が重要である。

自然界に存在し、利用可能な資源を自然もしくは天然資源という。自然資源の多くは、地球誕生以来存在し膨大な量ではあるものの決して無尽蔵ではない。産業革命以降、人類はあらゆる自然資源を搾り取って活用することで産業を成り立たせてきた。その自然資源も近い将来枯渇するといわれている。その最たる物が原油である。今後、海底資源や未開発地の資源の搜索など、多大な困難が伴い経済的に非効率な開発が必要となることも予測される。このため、資源の再生利用を積極的に進めようとする動きがある。

自然環境を開発等の人為から護ること。また、自然環境の賢明で合理的な利用を行いながら護る意味でも使われる。かつては、尾瀬や南アルプスなどの原生自然を開発から守る際に「自然保護」の必要性が訴えられた。その後、二次林等のより身近な自然環境についても、「自然保護」が唱えられるようになった。

原生自然のように、人手を入れないことにより保護する場合から、利用を含めた人為的な維持管理を加えて目標とする望ましい状態を保つ場合まで、具体的な内容は対象とする自然環境により異なる。

「持続可能な開発」または「持続可能な発展」と訳される「sustainable development」の概念は、1992年の地球サミットにおける「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」の基本概念となって以来、持続可能性は環境問題を考える上で最も重要な概念の一つとなっている。再生できない資源は有限であり「持続可能な開発」はありえない。それゆえ「持続可能な利用」をめざし叡智を結集させる必要がある。

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいう。

世界的にリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）という、いわゆる「3R」を推進し、循環型社会の構築を推進しようとする気運が高まっている。しかし日本の現状を分析すると、ごみ（一般廃棄物）は、排出量の減少は進んでいない。3R対策、特にリデュース・リユース対策は、その重要性に照らしても十分な成果を挙げてき

たとはいえない状況にある。現在、その 3R をいかにして進めていくかが緊急の課題となっている。3R を進める上で、我々の日常生活から発生するごみをどうしていくかは、全ての国民に共通する最も身近な問題である。

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理によく用いられる概念である。アダプティブマネジメントまたは適応的管理と言われる場合もある。

生態系は、ある働きかけに対してどうなるかを確実に予測することが難しく、動的に絶えず変化し続ける。また境界がはっきりしないという性質を持つ不確実な系なので、どんなに詳細な調査を進めても、この問題に対する完全な解決は難しいとされている。

そこで当初より「生態系が不確実なもの」という認識を持ち、「当初の予測がはずれるという事態が起こりうる」ことをあらかじめ管理システムに組み込み、恒常的なモニタリングを行いながら、結果に合わせて対応を柔軟に変えていくという考え方を順応的管理という。またその課程においては、客観性を保持するために、専門家・市民・NPO・企業・行政等の多様な主体による協働と合意形成が必要である。

生態系という語は 1935 年にイギリスの生態学者アーサー・タンズレーによって初めて使われた。ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く非生物的環境をまとめ、ある程度閉じた一つの系と見なすとき、これを生態系と呼ぶ。生態系は生態学的な単位として相互作用する動的で複雑な総体と考えられる。

生態系は大きく、生産者、消費者、分解者に区分される。植物（生産者）が太陽光から系にエネルギーを取り込み、これを動物（消費者）などが利用し、その遺体や排泄物などは土壌動物や微生物（分解者）によって分解される。これらの過程を通じて生産者が取り込んだエネルギーは消費されていき、生物体を構成していた物質は無機化されていく。それらは再び植物や微生物を起点に食物連鎖に取り込まれる。これを物質循環という。

ある地域の生物を見たとき、そこには動物、植物、菌類その他、様々な生物が生息している。これを生物群集というが、その種の組み合わせは、でたらめなものではなく、同じような環境ならば、ある程度共通な組み合わせが存在する。それらの間には捕食被食、競争、共生、寄生、その他様々な関係があり、捕食・被捕食のような生物間のエネルギーの流れを食物連鎖と呼ぶが、近年ではその複雑さを強調して食物網という言葉がよく用いられる。

通常ある生態系における生物群は他の生物間や環境とバランスのとれた関係になっている

る。新たな環境因子や生物種などの導入は著しい変化を及ぼし、生態系の崩壊や在来種の絶滅などを引き起こす事も考えられる。

定義については本文参照。

1986年、アメリカ合衆国で開催された「生物学的多様性に関するナショナル・フォーラム」で初めて「生物多様性 (Biodiversity)」という言葉が使われた。1988年、昆虫学者の E.O. ウィルソンと F.M. ピーターが編集した同フォーラムの報告書が「Biodiversity」であり、これはベストセラーとなり、日本でも「生命の多様性」として出版された。

第三次生物多様性国家戦略においては、「生物多様性」を「つながり」と「個性」と言い換えることができるとしている。「つながり」は食物連鎖や生態系のつながりなど、生きもののあらゆるつながりであり、「個性」は個体間の違いや地域間の違いなどである。そして、「つながり」と「個性」を創り出したのが、長い進化の歴史であるとしている。

本条約は、1992年にリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議 (UNCED) における主要な成果として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」とともに採択され、同年6月13日に日本も署名した (署名開放期間内に168か国が署名を行った)。1993年12月29日にこの条約は発効した。2006年4月現在、187か国及び EC が締結。ただし、米国は未締結。この条約は、(1) 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、(2) 生物資源を持続可能であるように利用すること、(3) 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、の3つを目的とする (条約第1条)。

生物多様性条約第6条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。日本政府は1995年10月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。その後、国家戦略については、毎年実施状況を点検しており、2002年3月には「生物多様性国家戦略」の包括的な見直しを踏まえ、「新・生物多様性国家戦略」が関係閣僚会議において決定された。2007年11月には「第3次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

【た行】

GIS (Geographic Information System)

電子地図をデータベースとして地理的な位置の情報や空間の情報を属性データと合わせ

て統合的に処理、分析、表示するシステムをいう。生物多様性の保全を推進するためには基礎となる地域の特性（地形、土地利用）の現況、さまざまな生物種の分布と生息環境に関する情報を統合的にデータベース化する必要があり、これらの情報を絶えずモニタリングしながらその保全策を検討する情報システムの構築が重要である。

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地域に至る地域をいう。

潮の干満により、水没と干出とを繰り返す場所をいう。満潮時に海水が最も高く到達するところを高潮線、干潮時に最も干出するところを低潮線という。

大量のデータを効率よく集中管理するために、情報の入力、更新、検索などのための形式を提供し、実行するためのシステム。千葉県生物多様性情報システムでは、地理情報システム(GIS)をベースにした生物の分布、環境情報等を統合したデータベースの構築を目指している。【関連：GIS】

【な行】

元の植生がかく乱（土砂崩れ、山火事、伐採等）を受けた後に成立する森林をいう。

【は行】

荷物を積んでいない船を安定させるために積み込む海水のこと。荷物を降ろした時に積み込まれ、荷物を積む時に排出される。これにより、海水とそこに含まれる生物とが運ばれ、本来の生息地以外の場所で繁殖することが世界各地で問題となっている。

都市域は、緑地が少なく、地面はコンクリートやアスファルトで覆われ、またビル等の建築物が高密度で造られている。これらにより、太陽エネルギーが熱として蓄えられ、また冷暖房や自動車からの排熱もあり、都市域の気温が周囲と比べて高くなる現象をいう。

ビオトープとは、ギリシャ語の生物を意味する「bios」とドイツ語の場所を意味する「Topes」の合成語であり、直訳すると「生物の生息・生育空間」となる。ここではこの語義に立ち戻り「多様な、または貴重な野生動物が生息・生育する空間であり、その状態を保持または目指して管理される場所」と定義する。ビオトープという言葉は、造園や土木工学的な視点から「人為的に創出された生物の生息環境」としてとらえられることもある。

100 万分のいくつかを表す単位。主に濃度を表す時に使われる。「parts per million」の頭文字をとったもの。

生物の分類の基本単位は「種」だが、同一の種を少数の形質の差異に基づいてさらに細かく分類する場合、「亜種」、「変種」、「品種」という下位単位を用いる。「亜種」、「変種」は、別種とするほどではない程度の地理的な隔離や形態の変異が見られる自然集団に対して用いられるのに対し、「品種」は一般に栽培、飼育などの目的で人為的に固定された形質をもつ集団に対して用いられる。農業や園芸の目的で栽培される植物の場合、「栽培品種」と呼ぶ。

日本各地で「フィールド・ミュージアム」という名称の施設ないし事業が数多くみられるようになったが、その内容には統一された基準などはない。フィールド・ミュージアムは和製英語である。フィールド (field) という語には「現場」とか「現地」といった意味があり、この場合ミュージアム (museum) は「博物館」であるから、おおまかには「現場での活動を中心とした博物館活動」と捉えることができる。

千葉県内での事例としては「房総の山のフィールド・ミュージアム」がある。これは千葉県立中央博物館が平成15年度より開始した事業で、多くの人々が房総丘陵の自然と文化に触れ、学び、楽しむための場を提供することを目的としている。この事業は、山の自然や文化そのものを「博物館資料」や「展示物」と考える新しい形の博物館活動である。

(注) アメリカ合衆国のシカゴに「The Field Museum」という有名な博物館があるが、これは Marshall Field 氏にちなんだ名称で、ここでいうフィールド・ミュージアムとは関係がない。

漁村において自然・文化、漁業体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。

保護とは、自然環境から人為的な影響を極力排除して、あるがままの状態におくことをいう。「自然保護」という場合には、「保全」的な意味で使われることも多い。

保全とは、自然環境の望ましい状態を目標として、必要に応じて人為的な管理も加えながら、その状態を保つことをいう。また、それを賢く利用することも含まれる。

【ま行】

原題は「Millennium Ecosystem Assessment（略称“MA”）」。2001年から2005年にかけて実施された国連による生態系の科学的評価のこと。2000年の国連総会において、当時のコフィ・アナン事務総長が「私たち人類：21世紀における国際連合の役割」と題して行った演説に応じて実施された。国連の援助の下、国連環境計画（UNEP）を事務局として世界各国の2,000人を超える専門家が係わった。その目的は、生態系の変化が人間の福利に与える影響を評価することであり、生態系の保全と持続的な利用を進め、人間の福利への生態系の貢献をより高めるために、われわれがとるべき行動は何かを科学的に示すことにあった。

「モニタリング」とは一般的に日常的・継続的な点検のことをいう。自然環境の保全のためには、科学的なデータが不可欠で、動植物やその生息環境をはじめとするさまざまな自然環境を長期的に監視することが必要で、基礎的な環境情報を継続的に収集して蓄積することが重要である。蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとするさまざまな自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとることができる。

このような、継続的な実態把握を行い、あらかじめ設定した目標に対して、目標と実際の状況（実績）を比較し、基準以上の差異が生じた場合には適時にアクションをとることを、モニタリングという。

【や行】

里山景観の構成要素の一つ。千葉県では一般に台地の裾に刻まれた谷にある水田を指している。千葉の谷津田及びこれを取りまく雑木林や畑、集落のセットは野生動植物の宝庫であることから多くの注目を集めることになった。千葉県では、伝統的な谷津田が多く残

されており、野生動物にとっての好適なビオトープとなっている。一方、近年、開発が進められたり、耕作が放棄されたりする谷津田も多く、千葉県は生物多様性の保持・復元を進めていく上で、伝統的な農業に育まれた自然豊かな谷津田を将来に向けて守っていくことが大きな課題となっている。

【ら行】

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめたものを一般に「レッドデータブック：Red Data Book (RDB)」という。最初は、国際自然保護連合(IUCN)が、1966年に発行した。これは、IUCNの種の保存委員会が中心となって世界各国の研究者から寄せられた絶滅のおそれのある野生生物に関するデータを取りまとめて公表したものである。この折りに絶滅の危険度の最も高い種を記載したリストの表紙が赤色であったことが、「レッドデータブック」の名前の由来になっている。

日本では、1991年に環境庁（現・環境省）が『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。千葉県においては、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもとに「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物の現状と保護のあり方を明らかにした「千葉県レッドデータブック－植物編－」を平成10年度に、同じく動物編を平成11年度にとりまとめ、平成12年度には植物編と動物編を一冊にまとめた普及版を作成した。「千葉県レッドデータブック」は、法的規制等の強制力を伴うものではないが、多くの県民の方々に貴重な野生生物の現状を理解し、自然との共生のあり方を考えていただくことを目的として作成したものである。

レッドリストとは、絶滅のおそれのある生物（動植物）のリストのことである。通常、種または亜種の水準で記載され、絶滅の危険性の高さによるカテゴリー分けがなされている。

「千葉県レッドリスト」とは、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（一覧表）である。レッドリストは生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもので、規制等の法律上の効果を持つものではないが、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的としている。

レッドデータブックに掲載されることは、対象種が絶滅の危機に瀕していると同時に、その種が保護を必要としていることを示している。この点を踏まえ、評価基準は保護の必

要度の高さから区分がされている。現在、県内で生息・生育が確認されている種のカテゴリーは 4 段階で、長期にわたって確実な生息・生育情報のない、消息不明または絶滅したものを加え、全体で 5 段階としている。

レッドデータカテゴリー対応表

IUCN (国際自然保護連合)	環境省(H18.8)	千葉県(H18.3)
Extinct (EX)	絶滅	絶滅、 消息不明：X
Extinct in the Wild (EW)	野生絶滅	—
Critically Endangered (CR)	絶滅危惧ⅠA類	最重要保護生物：A
Endangered (EN)	絶滅危惧ⅠB類	重要保護生物：B
Vulnerable (VU)	絶滅危惧Ⅱ類	要保護生物：C
Near Threatened (NT)	準絶滅危惧	一般保護生物：D
Data Deficient (DD)	情報不足	—
—	絶滅のおそれのある地域個体群	—

		60	15		18		
					19		
			153	136	157		17

		17	15				
						15 16	
							18
				19	17		
				1997			
		2006	1993				
					16 20 5		
		16					
		H19					

		,2001	, 57			
		,1996	,			
		,2000	,			

	1995 1992 2002 2003 2004 1999 2000 1993 2001	2004 ,	1999 2003 1997 2002 1995 2002 1995 1999 2003 2005		1998 1992 3 4 1992 1993 2002 1984 2 2	
			(15)			
	13 15 () 14) (13 15) (H14) (H12 13 (H14 15) (15) 16 17) (H4 [1986 1991] 1 19 6 H8,9,13,14,16,17 [] 17 18	30 1989) H4 [1986 1991] 1 6 H8,9,13,14,16,17 []	183) H163 H19	122 (() 23 () 30ha 200 3 2ha 1 83ha 20 135ha 44.4ha 5 170 5 2.2ha 5 769ha H16 H17 16ha	6 - 1 (17) () Web	
	(11 13)	((CD-ROM) ())	.		(17)	1) (
			153			
	65				21	
					2	

	()					() () ()
						() () () () 90 URL URL:http://toneunga.web.infos eek.co.jp/sample/index/index.h tml
					15	
	14 5 6 (15) 8 (16)	.3 (103) (93) (153) (163) (93)	18 19 (123)		(83) (173) (103)	
)		12			
			()			
H193 9 4	H23 (H123)	(H193)	(H193)			
		10	153 162			
) (
5 (9 13)	2 ()		(18)			
					()	
		(2003 3)) () (

		http://www.chi-kenkyo.or.jp/tenbou/11-16.htm			
			<p>900 18 12</p>		
		2000 2003	2000 2003		
	<p>2003 1991</p> <p>1990</p> <p>1992</p> <p>1995</p> <p>1996</p>				6
	<p>12) 6 8 2 (</p> <p>77 15</p>				
					ESD

		2006 2006 238 (1	2005 -1 2006 -2 12/5	2005 GMO	
1977 30 1972	193 20 1994 30 2004 1972 1994 20 2004 30 20 30 10	2006 11		1972 in 2006	...
12 9			8 23	51 100 11 18 11 19 in 12 3	5 6 125 5 13 5 72 6 30 3 105 9 21 5 72 12 17
		1983 12 1983 12 2003 1	1997 5 22 1997 7 31 3 6 1998 7 30 2005 1 15	2001	12 / 3 / 6 / 180 15 5 10 1 15 6 / 5 50

		() ()) ()			
					()
	()				
	13 15 18				13
	14 18 5				
		, dǎi a de shān			
		10		2002 2005	1 2006 4 11
	12			3	
			2002		12 136 13

	<p>2003</p> <p>2004</p> <p>2005</p> <p>348 6399</p> <p>2006</p> <p>2004 6608</p> <p>2006 20</p>				
				18	3000

-
-
- 9月 1日 県環境生活部自然保護課に県戦略策定のための生物多様性グループを設置。
- 10月16日 「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会を設置。第1回委員会を開催。
- 22日 環境づくりタウンミーティングを開催(12月23日まで、計20回開催)。
- 11月13日 第2回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 24日 第1回生物多様性庁内連絡調整会議
- 12月18日 第3回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 21日 第2回生物多様性庁内連絡調整会議
- 23日 環境づくりタウンミーティング総括大会

-
-
- 1月15日 第4回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 22日 第3回生物多様性庁内連絡調整会議
- 2月24日 第5回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 3月12日 第6回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 14日 第4回生物多様性庁内連絡調整会議
- 26日 第7回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 5月 9日 第1回ちば生物多様性県民会議
- 25日 戦略グループ会議(9月1日まで32グループで開催)
- 7月28日 第2回ちば生物多様性県民会議
- 31日 第8回「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会
- 8月 8日 地球温暖化と生物多様性 パネルディスカッション(主催:千葉県・千葉県教育委員会、会場:千葉県立千葉女子高等学校)
- 16日 第5回生物多様性庁内連絡調整会議
- 18日 第3回ちば生物多様性県民会議
- 9月 2日 第4回ちば生物多様性県民会議

- 10月10日 第6回生物多様性庁内連絡調整会議
- 15日 「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会及び「ちば生物多様性県民会議」それぞれから戦略への提言が知事に手渡される。
- 27日 シンポジウム：地球温暖化と生物多様性（主催：生物多様性 JAPAN、会場：OVTA）

-
- 1月19日 シンポジウム：親子で学ぶ地球温暖化と生物多様性（主催：千葉県、会場：現代産業科学館）
- 21日 千葉県環境審議会に「生物多様性ちば県戦略（案）」を諮問。
- 25日 千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会で「生物多様性ちば県戦略（案）」を審議。
- 25日 「生物多様性ちば県戦略（案）」のパブリックコメントを開始（2月15日まで）。
- 2月 3日 生物多様性ちば県戦略（案）の説明会
- 11日 生物多様性ちば県戦略（案）の説明会
- 19日 千葉県環境審議会自然環境・鳥獣合同部会で「生物多様性ちば県戦略（案）」を審議。
- 3月 8日 国内シンポジウム：地球温暖化と生物多様性（主催：生物多様性 JAPAN、会場：幕張メッセ国際会議場）
- 9日 国際シンポジウム：地球温暖化と生物多様性 from ちば（主催：ちば生物多様性県民会議・千葉県・千葉県教育委員会・千葉県立中央博物館・生物多様性 JAPAN・2008年G8サミット NGO フォーラム環境ユニット、会場：幕張メッセ国際会議場）
- 14日 } 気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する閣
~16日 } 僚級対話（G20 グレンイーグルズ閣僚級対話）
- 26日 生物多様性ちば県戦略を策定。

- (1) 設 置：平成18年10月16日委員会設置
- (2) 委 員：動植物の生態、自然公園等に関する学識経験者8名
 (会長：大澤雅彦 東京大学大学院教授)
 ※ タウンミーティングに関わった市民等4名がオブザーバー参加
 ※ 毎回、傍聴者からの意見も求めて検討が行われている。
- (3) 開催期間：18年10月16日～19年7月31日（8回開催）
- (4) 検討内容：生物多様性に関する理念・現状認識・課題抽出、
 保全・復元の方針の検討、保全・復元の対策・体制の検討等
- (5) 提 言：19年10月15日に「提言」を知事に提出

- (1) 開 催：県民・NPOが企画・運営する地域ごとの実行委員会
- (2) 開催期間：18年10月22日～12月23日（開催回数：20回）
- (3) 開催場所：千葉・東葛地域を中心に、大網白里町、香取市、山武市、君津市、
 いすみ市、南房総市まで、県内各地で開催。
- (4) 参加人数：1, 282名
- (5) 総括大会：12月23日に中央博物館において、これまでのタウンミーティングの
 報告や論点整理、パネルディスカッションを実施。知事出席。
- (6) 意 見：里山保全、農林漁業への支援・活性化、農薬の空中散布による影響、
 環境教育、行政の取組（情報・研究センターの設置 等）
 ※ タウンミーティングのテーマには、環境基本計画の見直し、環境学習基本方針の見直し、
 ちば環境再生計画の見直しも含む。

- (1) 開 催：ちば生物多様性県民会議実行委員会 主催（代表 手塚 幸夫 氏）
- (2) 開催期間：19年5月9日～9月2日（提言を検討：4回、参加者：464名）
- (3) 活動内容：県戦略の策定に参画するとともに事業の進行管理、評価を行う
 戦略の見直し作業に参画する 等
- (4) 戦略グループ会議：個別テーマ毎32のグループを設置
 19年5月25日～9月1日（36回、参加者1, 124名）
- (5) 提 言：19年10月15日に「提言」を知事に提出

- (1) 構 成 員：40課・室、研究所の室長等
- (2) 開催状況：これまでに6回開催（18年11月24日～19年10月10日）
- (3) 検討内容：「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会、県民会議における検討状
 況の説明、意見交換等

回	日時	場所	議題
—	平成18年10月16日(月) 午後1時30分～午後3時	千葉～三番瀬～盤洲干潟～ 富津岬～鹿野山～大福山～ 勝浦～夷隅川河口～九十九 里浜～千葉	現地視察(ヘリコプター)
第1回	平成18年10月16日(月) 午後4時～午後7時30分	千葉県庁中庁舎 3階第1会議室	1 (仮称)生物多様性ちば県戦略策定の基本的考え方について 2 千葉県における生物多様性の現状と課題について 3 その他
第2回	平成18年11月13日(月) 午後5時～午後8時20分	ホテルプラザ菜の花 4階会議室「楨」	1 3つの危機に即した現状の整理について 2 生物多様性の取り組み事例について 3 提言の構成案について 4 その他
第3回	平成18年12月18日(月) 午後5時～午後9時	千葉県庁中庁舎 10階 大会議室	1 環境保全等に係る取り組み事例について 2 タウンミーティングにおける意見の概要について(中間報告) 3 提言の構成案について 4 その他
第4回	平成19年1月15日(月) 午後5時～午後9時	千葉県庁中庁舎 5階 大会議室	1 タウンミーティングにおける意見の概要について 2 提言の構成案について 3 その他
第5回	平成19年2月24日(土) 午後1時～午後6時	千葉県労働者福祉センター 4階402会議室	1 提言案について 2 その他
第6回	平成19年3月12日(月) 午後1時～午後3時	千葉県庁中庁舎 3階第1会議室	1 提言案について 2 その他
第7回	平成19年3月26日(月) 午後1時～午後5時	千葉県庁本庁舎 5階大会議室	1 提言案について 2 その他
第8回	平成19年7月31日(火) 午後1時30分～ 午後4時30分	ホテルプラザ菜の花 3階大会議室「菜の花」	1 提言案について 2 その他

<委 員>

会 長	大澤 雅彦	東京大学大学院教授
	親泊 素子	江戸川大学教授
	仲岡 雅裕	千葉大学大学院准教授
	中村 俊彦	千葉県立中央博物館副館長
	長谷川雅美	東邦大学教授
	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学准教授
副会長	原 慶太郎	東京情報大学教授
	吉田 正人	江戸川大学教授

以上 8 名

<オブザーバー>

	金親 博榮	谷当グリーンクラブ
	佐野 郷美	市川緑の市民フォーラム
	田畑 貞寿	県環境審議会自然環境部会長
	手塚 幸夫	夷隅郡市自然を守る会

以上 4 名

(50音順、敬称略)

「(仮称) 生物多様性ちば県戦略」 専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県における生物多様性の実態を明らかにするとともに、生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用について、施策の方向性及び取組を示すための「(仮称)生物多様性ちば県戦略」策定にあたり、必要事項を検討することを目的として、「(仮称)生物多様性ちば県戦略」専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(選任)

第2条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は1年とする。

(構成)

第3条 専門委員会は8名で構成する。

(検討事項)

第4条 専門委員会は次の事項を検討する。

- (1) 生物多様性の現状の把握
- (2) 生物多様性に係る課題の抽出
- (3) 生物多様性への対応に対する基本的な考え方
- (4) その他専門委員会の目的を達成するために必要な事項

(会長等)

第5条 専門委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 専門委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議は、専門委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第7条 専門委員会の事務局は、千葉県環境生活部自然保護課に置く。

2 事務局は、専門委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

1	10/22	1300 17:00			ESD	in	
2	10/27	17:00 18:10					
3	11/9	17:20 18:20					
4	11/19	13:20 16:20					
5	11/24	18:00 20:30					
6	11/25	13:00 17:00					
7	11/26	13:30 16:00					
8	11/26	13:30 16:30					
9	12/10	13:00 16:30					
10	11/28	18:30 21:00			in	in	
11	12/2	13:30 16:00					
12	12/4	14:00 16:30					
13	12/9	13:30 16:30					
14	12/10	13:00 16:15					
15	12/10	13:30 16:15					
16	12/12	15:30 17:30					
17	12/16	17:00 20:00					
18	12/17	11:00 12:30					
19	12/17	13:30 16:00					
20	12/23	13:00 16:30					170

1			1800 2000		
2			1800		NPO
3			1000 1200	6	
4			1330 16 30		
16			1330		
5			1800 2000		
6			1300 17:00		
7			1300 16:00		NPO
8			1000 15:30		
9			1030 16:00		
10			7 4 1800 2000		
22			7 7 1530	1-10-5 30	
11			1800 21:00		NPO
12			11 1800		
13			1300 17:00		NPO
14			1300 7:30	2	
15			19 1830 20:30		NPO
16 2	"	"	1900 21:00		
17			21 1400 17:00		
18			1000 4:00		NPO
20			7 1330 16:30		
21			1830 20:30	1-5-18	
19			7		
22			8 9 1800 20:30		
23			8 17 1000 17:00		
24	1/10	70	8 17 1000 17:00		
25			8 24 1300 16:30		
19, 2			8 24 17:00 20:30		IFAWJEDIC
26		1500	8 25 1250 17:00	1250 1500	
27			8 25 1320 1645	F	
28			8 26 1830 21:00	40	
29			8 26		
30			8 28		
31			8 30 1000 1200		
32			9 1 1000 1200		

「ちば生物多様性県民会議実行委員会」役員名簿

代 表	手塚幸夫
副 代 表	金親博榮
副 代 表	小西由希子
副 代 表	佐野郷美
副 代 表	鈴木優子
副 代 表	上西 忠
事務局長	栗原裕治
事務局次長	伊藤幹雄

以上8名

(敬称略)

人間が他の動物たちより
ほんの少し優れているのは
月へ行った宇宙ロケットや
コンピューターを作ったからではない
ほんの少し優れているのは
他のものを思いやるやさしさと
他のために嘆くことができる
心があるから・・・

我孫子市鳥の博物館 時田賢一 作